

アジア各国への留学生（日本人用）

I 応募資格

- (1) 日本の大学の学部あるいは大学院に在学中、もしくは大学卒業後6年未満で、申請時年齢満30才以下の身体強健な学習や研究に意欲を持ったもの。
- (2) 留学先の大学へ、正規の学部生、大学院生として受入許可の決定しているもの、又は在籍しているもの。
- (3) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (4) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (5) 実用中国語技能検定試験2級合格以上のもの。（留学先が中国語圏の場合）

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は原則として年額480,000円（月額40,000円）とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として令和3年9月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不適当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合には、奨学金の支給を停止する。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
（第1次の合否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、令和3年3月下旬予定）
- (2) 第2次：面接及び小論文のテストにて選考をおこなう。
（面接日は令和3年4月中旬、会場は兵庫県尼崎市の予定、交通費は個人負担）

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」（財団所定のものを使用のこと）
- (2) 学長あるいは指導教授の「推薦状」1通（A4版の用紙）（様式自由）
- (3) 「在学証明書」或いは「卒業証明書」
- (4) 「学業成績書」（現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する）
- (5) 留学先の大学の留学受入れ「同意書」及び「許可書」もしくは受入れ承諾を証明するに足る書類。
- (6) 「留学目的・研究計画書」（A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び留学目的を書くこと）
- (7) 合否通知用の「官製葉書」一枚（応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの）
- (8) 実用中国語技能検定試験成績コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(8)の書類を添えて、

~~大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。~~

~~*宛先は外国人用と同じ。~~

V ~~応募受付期間~~

~~*外国人用参照。~~

※教務係へ申し込むこと。

提出締切

令和3年1月29日(金)

12:00